

添付法令資料 4 :

ベトナム査察法 (目次)

25.06.25 可決 法律第 84/2025/QH15 号 / 25.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 査察機関の組織、任務及び権限 (第 7 条及び第 8 条)
 - 第 1 目 政府の査察 (第 9 条ないし第 11 条)
 - 第 2 目 国防省の査察、公安省の査察及び国家銀行の査察 (第 12 条ないし第 14 条)
 - 第 3 目 省の査察 (第 15 条ないし第 17 条)
- 第 3 章 査察活動 (第 18 条ないし第 37 条)
- 第 4 章 査察実施者の任務及び権限 (第 38 条ないし第 49 条)
- 第 5 章 査察対象の権利及び義務並びに査察活動における苦情申立て、告発、建議及び反映の解決 (第 50 条及び第 51 条)
- 第 6 章 査察結論の実施 (第 52 条ないし第 55 条)
- 第 7 章 査察、国家監査、調査、検察及び検査活動における協力 (第 56 条ないし第 58 条)
- 第 8 章 査察活動の保証条件 (第 59 条及び第 60 条)
- 第 9 章 施行条項 (第 61 条ないし第 64 条)